

# 機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第132号）

## の概要

### 1 機械の危険性等の通知の対象となる機械（指針第2条第1項）

機械の危険性等の通知は、労働者に危険を及ぼし、または労働者の健康障害をその使用により生ずるおそれのある機械で、**事業場で使用されるもの**に関して行う。また、主として一般消費者が生活の用に供するためのものは対象とならない。

#### 留意事項

平成24年3月29日付基発第0329第8号通達。以下「8号通達」

「機械」の定義は、機械包括安全指針の「機械」の定義によること。

#### <機械包括安全指針による「機械」の定義>

機械：連結された構成品または部品の組み合わせで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部および動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたものをいう。

### 2 機械の危険性等の通知の対象となる作業（指針第2条第2項）

機械の危険性等の通知の対象となる作業の範囲は、機械を稼働させるための**準備作業、運転および保守等**とする。

#### 留意事項

8号通達

ここでいう作業の範囲は、譲渡または貸与された機械を使用する事業者が行う全ての作業で、その機械の製造者が実施する作業は対象としない。なお、保守等の「等」には、機械を使用する事業者が機械の設置、解体の作業を行う場合は、これが含まれる。

### 3 機械の危険性等の通知を作成する者（指針第3条第1項）

機械譲渡者等が自ら機械の危険性等の通知を作成する場合は、**次の事項について十分な知識を有する者**に作成させること。

- ① 機械に関する危険性等の調査の手法
- ② 前号の調査の結果に基づく機械による労働災害を防止するための措置の方法
- ③ 機械に適用される法令等

#### 留意事項

8号通達

上記①、②に関する知識は、機械包括安全指針の第2に示される「機械の製造等を行う者の実施事項」に関する知識が該当する。また、通知を作成するに当たっては、その機械の設計、製造および取扱説明書を作成する部署等が連携し、通知の作成のための組織的な体制を構築する必要がある。

## 4 機械の危険性等の通知の方法（指針第3条第2項、第3項）

機械に関する危険性等の通知の方法は、次に掲げる文書を相手方事業者に交付することにより行うこと。

### ① 残留リスクマップ（別添1参照：8号通達）

機械の絵または図を用いて、3号1の①～⑤の事項の全部または一部を簡潔に記載し、その機械に関する危険性等の情報の全体像を示したものをいう。

### ② 残留リスク一覧（別添2参照：8号通達）

3号1の①～⑤の事項を作業ごとに詳細に記載したものをいう。ただし、残留リスクマップにこれらの事項の全てを詳細に記載した場合は、残留リスク一覧は作成しなくてもよい。

#### 留意事項

8号通達

残留リスクマップおよび残留リスク一覧は、原則として取扱説明書の冒頭など、機械を使用する事業者が認識しやすい箇所に記載すること。また、機械を使用する事業者が活用しやすいよう、取扱説明書とは別に、印刷物や電子データなどにより提供する方法があること。

## 5 機械の危険性等の通知の時期（指針第3条第4項）

機械に関する危険性等の通知は、機械を譲渡、または貸与する時以前に行うこと。

#### 留意事項

8号通達

通知の時期は、機械を使用する事業者が、リスクアセスメントを実施するのに支障のないように、十分前もって行うことが望ましい。

## 6 機械の危険性等の通知に当たっての配慮事項（指針第3条第5項）

機械譲渡者等は、相手方事業者への機械に関する危険性等の通知に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 機械を譲渡、または貸与する時以前に、その機械に関する危険性等の通知の内容を相手方事業者の説明すること。
- ② 相手方事業者の名称、通知を行った日などの記録を作成し、これを保存すること。

#### 留意事項

8号通達

上記①について、機械譲渡者等は、機械を使用する事業場の安全衛生管理に関する責任部署に、通知の内容を直接説明することが望ましい。

上記②の記録の保存期間は、機械の耐用年数などを考慮の上、決定すること。

## 7 機械を再譲渡または貸与する場合（指針第4条）

機械の譲渡または貸与を受けた事業者が、その機械を別の事業者に譲渡または貸与しようとする場合、その機械について当初交付された文書を相手方事業者に交付することをもって、「機械に関する危険性等の通知をした」とみなす。

### 留意事項

8号通達

再譲渡・貸与における「みなし通知」が認められるのは、次のいずれかの要件を満たす場合に限られる。

- ・ 譲渡または貸与された機械の改造を行っていない
- ・ その機械に通知内容と異なる改造がなされていない

なお、譲渡または貸与された機械に改造を行った場合、または通知の内容と異なる改造がなされている場合、再譲渡・貸与を行う事業者は自ら機械に関する危険性等の通知の作成を行うこと。

### その他の配慮すべき事項（8号通達）

#### 1 追加的な情報の提供について

機械を使用する事業者がリスクアセスメントを実施するために必要な場合は、機械の製造者等は、3号の1に掲げる事項以外の事項であっても、以下に配慮しつつ、機械を使用する事業者との協議により追加的な情報を提供することが望ましい。

- ① 機械の設計・製造段階において、**本質的安全設計方策が施された危険源**の情報については、機械を使用する事業者等が改造を行う際のリスクの見積もりなどに必要な場合があることから、その要求により追加的な情報として提供することが適当である。  
また、機械の製造者等が**残留リスクと判断した根拠**についても、機械を使用する事業者等がその判断の適否を確認する必要があるれば、同様の要求により追加的な情報として提供することが適当である。
- ② 機械を使用する事業者にとって必要な情報が、機械の製造者等の企業秘密に当たる場合や機械の製造者等にとって情報提供の負担が過大となる場合には、適切な代償や守秘義務を講じるなど、当事者間の契約などに基づき提供することが適当である。

#### 2 機械の使用者から製造者への機械災害情報の提供促進について

機械を使用する事業場で発生した機械による災害の情報は、製造者による製品の改善に役立つものであるため、**製造者は、使用者に対して機械の災害情報の提供を求める**ことが望ましい。

また、同様の理由から、機械を使用する事業者は、機械災害が発生し、再発防止策を検討する場合は、必要に応じてその製造者に対して災害情報の提供を行うこと。